

# 令和7年度沖縄県職員（職業訓練指導員）選考採用試験募集要項

## 1 採用職種、採用予定数、職務内容等

採用職種	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
職業訓練指導員 (電気システム科)	1名	職業能力開発校において、電気システム科及び電気工事科の職業訓練指導業務又は商工労働部の本庁における職業能力開発等に関する業務に従事する。	具志川職業能力開発校 又は 浦添職業能力開発校

## 2 受験資格

- (1) 昭和55年4月2日以後に生まれた者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者
    - (ア) 職業訓練指導員免許（電気工事科）を有する者
    - (イ) 職業訓練指導員免許（電気科）を有する者で、第一種電気工事士資格を有する者又は第二種電気工事士資格を有する者で実務経験3年以上のもの
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を職業訓練指導員免許（電気工事科又は電気科）に関する学科を修めて卒業し、高等学校の教員の普通免許状（工業）を有する者で、令和8年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得する見込みのあるもの（ただし、電気科にあっては、第一種電気工事士資格を有する者又は第二種電気工事士資格を有する者で実務経験3年以上のもの）
  - ウ イのほか、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第3項で定める職業訓練指導員免許（電気工事科又は電気科）の取得要件を満たす者で、令和8年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの（ただし、電気科にあっては、第一種電気工事士資格を有する者又は第二種電気工事士資格を有する者で実務経験3年以上のもの）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 日本国籍を有していないなくても受験は可能です。ただし、次の点に御注意ください。
- ア 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。
  - イ 就職が制限される在留資格により、日本国内に在住する者は、採用されません。

### 3 試験の内容、日時及び場所等

試験区分	試験の内容	日時及び場所
書類選考	4(2)により提出された履歴書等に基づき、該当科の受験資格を満たしているかを審査します。	
教養試験 (1次試験)	教養試験は、公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。	令和7年7月13日（日曜日）に予定しております。詳細については、書類選考合格者に通知します。
面接試験及び実技試験 (2次試験)	面接試験は、公務員としての適格性及び職業訓練指導員としての専門的知識について個別面接による人物試験を行います。 実技試験は、該当科の指導員としての技能・技術を有しているかについて実技試験を行います。	令和7年8月上旬に予定しております。試験の日時、場所等については、1次試験合格者に通知します。

### 4 申込方法

(1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）のみとします。 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。

ア 申込手順 沖縄県総務部人事課ホームページ

（<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/index.html>）に掲載している「令和7年度沖縄県職員（職業訓練指導員）の募集について」の案内ページのバナーより「電子申請」画面へお進みください。

イ 注意事項

- (ア) 使用するパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。
- (イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。

(2) 申込時には下記の書類も併せて提出すること

ア 実務経歴書（所定の様式）

実務経験のない者は、「該当なし」と記載して提出すること。

イ 資格を証明する書類

- (ア) 職業訓練指導員免許証の写し（該当者に限る。）
- (イ) 高等学校教諭普通免許状の写し（該当者に限る。）
- (ウ) 職業能力開発促進法第28条第3項で定める免許取得要件に該当する者については、該当することを証する書類

ウ 大学を卒業した者にあっては、大学の卒業証明書及び学業成績証明書

(3) 受付期間 令和7年5月30日（金曜日）正午から同年6月27日（金曜日）午後5時まで  
※上記期間中に申込データの受信を完了したものに限り受け付けます。

## 5 申込み後の流れ

- (1) 申込期間終了後、書類審査を実施します。書類審査合格者には、受験申込みで申請したメールアドレスに7月7日(月)までに「受験案内メール」が届きます。
- (2) 7月7日(月)になってもメールが届かない場合は、電子申請にログインの上、「受験案内」がアップロードされていないか等、進捗状況をご確認ください。確認出来ない場合は、TEL：098-866-2090（沖縄県総務部人事課）までご連絡ください。

## 6 第1次試験に持参するもの

- (1) 受験案内（各自印刷の上、持参してください。）
- (2) 顔写真付きの身分証明書等（免許証等）

## 7 合格発表

- (1) 書類選考の結果については、令和7年7月上旬に受験申込者に通知します。
- (2) 1次試験の合格者は令和7年7月下旬に、面接試験及び実技試験の合格者は同年9月上旬に、県庁正門の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページに掲載します。また、合格者に通知します。

## 8 合格発表後の取扱い

- (1) 最終合格者は、令和7年度沖縄県職員選考採用候補者名簿に登載され、採用される日は令和8年4月1日です。（令和8年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得できなかった場合は、採用されません。）
- (2) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。
- (3) 選考採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から1年間です。ただし、採用されることを辞退した者については、選考採用候補者名簿から削除します。

## 9 給与

- (1) 給料月額は、大学卒業後すぐに採用された場合、令和7年4月1日現在で207,400円程度の額に、経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

## 10 その他

提出された履歴書等は、合否の別にかかわらず、返却しません。

## 11 問合せ先

沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号098-866-2090）